

発公第42号
平成29年9月28日

文部科学大臣 林 芳正 様



要望書の提出について

文部科学省の組織改正について、下記のとおり要望書を提出します。

記

平成30年度の文部科学省における組織改正の要望書

(参考)文部科学省機構改革案の問題点

以上

【 平成 30 年度の文部科学省における組織改正の要望書 】

平素より、公民館活動の振興にご指導いただき感謝申しあげます。

さて、平成 30 年度に文部科学省の組織改正によって、社会教育に対して明確な責任を担ってきた「社会教育課」が廃止される計画があることですが、社会教育という概念が宙に浮き、社会教育行政の執行に対する責任の所在も不明確になることは必定です。社会構成の変化によって、社会教育は正念場を迎えております。地方自治体が社会教育行政の実施に責任を持つことは当然のこととしても、国がその責務を放棄することはあってはならないものと考えます。

全国の社会教育行政は国の導きを必要としており、文部科学省における社会教育課の存在は全国の社会教育に携わる者にとっては灯台のような存在であり、社会教育の名称が消滅することは社会教育のさらなる停滞を招くことが懸念されます。

「名は体を表す」の言葉どおり、過去にも、「社会教育から生涯学習へ」との言葉がひとり歩きし、全国の地方自治体に混乱とミスリードを招いたことからも、同じ轍を踏むことを望む者はいないと考えております。

今回の組織改正について、再考をお願いするとともに、今後もより一層のご指導を期待し、下記について要望します。

記

1. 「社会教育課」の存続

組織改正案は文部科学省全体が「社会教育を軽んじていること」を強く印象づけてしまい、公立公民館だけでも延べ 2 億 1,000 万人の公民館利用者(※)を擁し、協力者や民間活動を含めるとその数字をはるかに上回る人々が公民館を支えています。社会教育行政の最前線とも言える公民館にいる我々も理解に苦しむものです。地域学習という社会教育の一部分のみを前面に押し出すことなく、社会教育に対する文部科学省が担う責務を明確に示すために社会教育課の存続を要望します。

(※) 平成 26 年度中の利用者数(社会教育調査)

2. 社会教育推進体制の明確化

また、今回の組織改正の根底には「第 3 期教育振興基本計画(素案)」には社会教育推進(特に地域社会の健全な発展に寄与するもの)に関する具体的な記述が少ないことがあります。このまま採用されれば、この計画を参照して地方自治体で計画を作るとしても参考にすることが困難であると考えます。平成 30 年度から 5 年間の教育行政の礎となる同計画に社会教育推進を重要課題として位置づけ、その明確な方針を盛り込むことを要望します。

以上

平成 29 年 9 月 28 日

公益社団法人 全国公民館連合

会長



(参考)文部科学省機構改革案の問題点

《生涯学習政策局を総合教育政策局へ再編する問題》

中曾根内閣の時代に臨時教育審議会が設置され、1987年8月の第四次答申で、最終答申として「文部省に生涯学習を担当する局の設置」等の機構改革を求めて以来、生涯学習という理念は日本社会に定着し、「生涯学習政策」は全自治体で取り組まれている重要行政課題である。それにもかかわらず、臨教審答申に代わる理念も示すことなく「生涯学習」の局の名称をなくすのは日本の生涯学習政策に混乱をもたらす。

とりわけ、現内閣においても最重要課題としている「人生100年時代構想」においても、生涯学習は主要なテーマであり、全体の政策との整合性が無い。もしも変更するとしても「人生100年時代構想」を基本理念として、「生涯学習」の名称を局名として残し、「生涯学習総合政策局」とすることで、臨教審答申の理念は受け継がれるはずである。

《社会教育課を廃止する問題》

地方における急激な人口減少と高齢化を受けて、「消滅可能性都市」の問題が提起される中で、地域創生に向けて「町づくり・人づくり」の大切さが全国の自治体で理解され始めている。この問題の最大テーマである「自治力」の育成のために社会教育の重要性は、各地の首長・地方議会において認識がされ始めているところである。

そうした中で、社会教育政策を担当する「課」を無くし、「地域学習推進課」に名称を変更するのは、社会教育が地方再生に重要な役割を果たすという認識を文部科学省はどう考えるのか。ましてや、「地域学習推進課」の中に社会教育振興担当などという「室」以下のセクションを設けるなどというのは、文部科学省の「社会教育の軽視」と受け取られる。

《3つの「学習推進課」を並列させる問題》

今回の機構改革案では「生涯学習推進課」「地域学習推進課」「共生社会学習推進課」という3つの「学習推進課」が設置されることとなっている。その内容を見てみれば、「地域学習推進課」は地域社会の絆づくりを通した働きかけ・支援が課の目的とされ、「共生社会学習推進課」は共生社会の諸課題への取り組みを通した働きかけ・支援が課の目的とされている。

そもそも生涯学習の理念は学校教育や社会教育などでのあらゆる「学び」を包括する概念であり、地域学習も共生社会に向けた学習も全て「生涯学習」を推進する「課」の仕事であり、それを3つに分けるのは生涯学習理念を落としめるものである。これでは臨教審以来の日本の教育政策との整合性がまったくおかしくなる。